

# 医療扶助等に係る診療報酬明細書点検等業務仕様書

## 1 委託業務の名称

医療扶助等に係る診療報酬明細書点検等業務

## 2 委託業務の概要

「生活保護法の規定による医療扶助」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活保護法の規定の例によることとされる医療支援給付」に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」と総称する。）の点検等

## 3 委託期間

令和8年6月29日から令和9年3月31日まで

## 4 点検対象となるレセプト等

### (1) 点検対象となるレセプト

令和8年2月基金処理分（同年3月受領分）から令和9年1月基金処理分（同年2月受領分）まで

### (2) 点検予定件数

56,700件程度（内訳は委託契約書（案）別紙2を参照のこと。）

### (3) レセプトの形態

電子データ（社会保険診療報酬支払基金徳島支部（以下「支払基金」という。）から提供される画像データ及びテキストデータ）

## 5 委託業務の実施方法

(1) 委託業務は、受託者の事業所その他の受託者が指定する場所（個人情報保護のための措置が十分に施された場所に限る。）で実施することとし、点検するレセプト電子データは点検回ごとに県から提供する。

県によるレセプト電子データの提供は、受託者による委託業務の遂行に支障とならない時期までに行うこととし、具体的には県と受託者の間で協議して定める。

(2) レセプト電子データの提供方法は、原則として大容量データ送受信サービス「総合オンラインストレージサービス（DECO）」を利用することとし、これによることができない場合は、その他のオンラインの方法又は電子媒体（CD-R（RW）、DVD-R（RW）、USB等）の授受によることとする。

電子媒体の授受による場合は、使用する電子媒体（所有権は受託者にあるものとする。）の調達、配送業者の手配等、授受に要する経費は受託者の負担とする。

なお、配送業者及び配送方法の選定に当たっては、支払基金のレセプト配送方法に倣う等、誤配、紛失等のないよう適切なものを選定すること。

(3) レセプト電子データは、実施機関ごとにフォルダを区分して提供するので、

点検も実施機関単位で実施すること。

実施機関名	公費負担者番号（医療扶助）	公費負担者番号（医療支援給付）
徳島県東部福祉事務所	1 2 3 6 0 0 1 2	2 5 3 6 0 0 1 7
徳島県南部福祉事務所	1 2 3 6 0 0 3 8	2 5 3 6 0 0 3 3
徳島県西部福祉事務所	1 2 3 6 0 0 5 3	2 5 3 6 0 0 5 8

- (4) 本県の採用するレセプト情報管理システムは、株式会社法研が開発した「生活保護版レセプト情報管理システム」（以下「レセシス」という。）である。したがって、委託業務の実施及び成果品の納入に当たっては、レセシスでの運用が可能な形式によること。

なお、当該形式にするために特別の経費（設備費、人件費等）を要する場合は、受託者において負担すること。

- (5) 委託業務の実施時期は、次のとおり原則として4回（主に令和8年7月、同年9月、同年12月及び令和9年3月）に分割することとし、各回ごとにおおむね次のとおりのレセプトをまとめて点検する。

業務回数	主な業務実施月	(単月) 点検対象となるレセプト
第1回	7月	令和8年2月基金処理分から同年4月基金処理分まで
第2回	9月	令和8年5月基金処理分から同年7月基金処理分まで
第3回	12月	令和8年8月基金処理分から同年10月基金処理分まで
第4回	3月	令和8年11月基金処理分から令和9年1月基金処理分まで

なお、4の(1)にも定めるとおり、各回の点検対象となるレセプトは「基金処理月」で捕捉するため、いわゆる「月遅れ請求分」が含まれることがある。したがって、診療月で捕捉し直した場合には、レセプトが前述の月分以上含まれることがある。

また、縦覧点検を行うために必要な過月分のレセプト（令和7年12月及び令和8年1月基金処理分を予定）も併せて提供する。

- (6) 各回ごとの委託業務完了報告及び成果品納入の期限は、次のとおりとする。

業務回数	主な業務実施月	委託業務完了報告期限及び成果品納入期限
第1回	7月	令和8年 8月28日
第2回	9月	令和8年 10月23日
第3回	12月	令和9年 1月22日
第4回	3月	令和9年 3月19日

成果品の納入場所は、次のとおりとする。

成果品の種類	納入場所の名称	納入場所の所在地
電子データによるもの	徳島県保健福祉部地域共生推進課保護 ・自立支援担当職員のメールアドレス (別途指定)  〔 電子媒体により納入する場合は、 紙媒体によるものと同じ。 〕	
紙媒体によるもの	徳島県保健福祉部地域共生推進課保護 ・自立支援担当	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁2階

## 6 情報漏えい防止措置

- (1) 個人情報保護に関する法令及び契約条項を守ること。
- (2) 提供されたレセプト電子データは、紛失、盗難等の危険に対する防護措置が施された場所に、必要最小限度（次回の縦覧点検に用いるまで等）の期間内に限り保管すること。委託業務完了後は、OSを含めNSA方式で完全に消去する等、適切な方法で速やかに消去すること。
- (3) 提供されたレセプト電子データは、必要以上に印刷、複製、移転等を行わないこと。不要となった印刷物は、確実に裁断、溶解等の処理を行うこと。
- (4) レセプト電子データ及び成果品の授受については、誤配、紛失等の危険がないよう適切な方法を選定すること。
- (5) 万が一、個人情報保護上の事故が発生した場合は、直ちに県に報告し、被害拡大防止のために行った措置の説明を行うこと。
- (6) 県は、個人情報保護に係る受託者の措置状況（委託業務に関係する部分に限る。）について、随時、実地に調査できること。

## 7 委託業務の範囲

### (1) レセプトの点検

「診療報酬点数表」及び「薬価基準」に基づくレセプトの単月点検及びおおむね3か月分の縦覧点検を行う。レセプトは、医科（入院及び外来）、歯科（入院及び外来）、調剤及び訪問看護の全てを対象とする。

### (2) 再審査等請求に必要なデータ等の作成

支払基金への再審査等請求（オンライン送信及びフロッピーディスクの提出）は県において行うので、受託者は、請求過誤（疑い）と判断されたレセプトについて、レセシス及び支払基金での運用が可能な形式で再審査等請求ファイル等一式（再審査等請求データ、原本管理ファイル、再審査結果用データ等）を作成し、いつでも支払基金への提出が可能な状態とすること。

請求過誤（疑い）と判断されたレセプトには、レセシスでの運用が可能な形式で過誤付箋を貼付した上で、当該過誤付箋に「返戻理由」、「請求理由」等の情報を入力すること。

過誤付箋の貼付の後、再審査等請求内訳票を始め再審査等請求ファイル一式

の作成を行うこと。この際、オンライン対応レセプトについてはオンライン送信用ファイル(.sat)を、オンライン未対応(紙)レセプトについてはCD-R(RW)もしくはDVD-R(RW)提出用ファイル(.dat)を作成すること。

さらに、オンライン未対応(紙)レセプトについては、1部紙媒体に原本印刷し、再審査等請求内訳票を所定の箇所に添付して納品すること。

事務の詳細については、必要に応じ県と協議すること。

(3) 委託者への説明

請求過誤(疑い)の内容等について県から問合せがあった場合は、これに必ずること。

(4) 医療扶助適正化に係るリストの作成

次の事項に該当する者について、リスト(内容は別途指示)を作成すること。

ア 頻回受診の指導対象者

把握月(3月、6月、9月及び12月診療分とする。)のレセプトにより、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者を抽出し、そのうち、把握月の通院日数と把握月の前月及び前々月の通院日数の合計が40日以上になる者

イ 後発医薬品の使用促進に係る指導対象者

調剤レセプトの摘要欄において、後発医薬品が存在するにも関わらず先発医薬品を調剤されている者

ウ 他法他施策を活用できる者

傷病名等から、障害者総合支援法に基づく自立支援医療、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく難病に関する医療費助成制度に該当する可能性がある者

エ 向精神薬の重複処方者

同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者

オ 同一薬の重複処方者

同一月に複数の医療機関から向精神薬以外で同一薬が処方されている者

カ 多剤投与者

同一月内に15種類以上の医薬品の投与を受けている者

キ その他必要に応じ県と受託者で協議して決めた者

(5) 委託業務完了の報告

5の(6)の委託業務完了報告期限までに、委託契約書(案)に添付する別紙3「委託業務完了報告書(第 回)」を徳島県保健福祉部地域共生推進課保護・自立支援担当宛て送付すること。

なお、委託契約書(案)に添付する別紙4(参考)「レセプト点検内容明細書」は、補助簿として適宜活用すれば足り、今回は県への提出を義務付けない。

(6) 成果品の納入

5の(6)の成果品納入期限までに、点検後の全てのレセプト電子データ(一部に過誤付箋が付された状態のものとなる。)、(2)のファイル等及び

(4) のリスト一式を、電子データで納入するものについては原則として「総合オンラインストレージサービス（DECO）」を利用して、紙媒体で納入するものについては(5)の書類に同封する等して、徳島県保健福祉部地域共生推進課保護・自立支援担当宛て送付すること。

なお、5の(2)に定めるとおり、成果品の納入(送付)に要する経費は受託者の負担とし、配送業者及び配送方法の選定に当たっては、支払基金のレセプト配送方法に倣う等、誤配、紛失等のないよう適切なものを選定すること。

(7) その他

(1) から(6)までの業務に通常付随するもの

## 8 主な点検項目

主な点検項目を抜粋すれば、次の(1)から(5)までに定めるとおりである。

なお、特に留意すべき点検項目として別紙5(参考)「点検項目チェックリスト」を定めているので、これを参考とすること。この別紙5(参考)「点検項目チェックリスト」は、今回は県への提出を義務付けない。

(1) 単月点検

生活保護受給者に係るレセプト全件の内容を点検する。

点検項目及び点数の計算については、厚生労働省の監修する「点数表の解釈」等に従う。

(2) 縦覧点検

連続月又は一定期間内に重複算定できない診療内容、単月ではその適否が判断できない診療内容等を含むレセプトについて、生活保護受給者別に、おおむね3か月間のレセプトを縦覧し、点検する。

(3) 重複受診の点検

同一人について、2以上の指定医療機関からの同一又は類似の疾病に係る同月分のレセプトがあるもの、同一人について多数の指定医療機関から同月分のレセプトがあるもの等、療養上の指導が必要であると考えられるものについて、点検する。

(4) 多剤投与者

同一月内に15種類以上の医薬品の投与を受けている者等、療養上の指導が必要であると考えられるものについて、点検する。

(5) 診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合

同一人について、同一月に診療報酬の請求とともに調剤報酬の請求があるものであって、調剤報酬の請求に見合う診療報酬(処方箋料)が算定されていないもの、診療月と調剤月との間に時期的な隔たりがあるもの等、相互の関係において誤り又は疑義があるものについて、点検する。

## 9 委託料の支払

県は、受託者の請求により、委託料の総額を4で除して得た額を、各回の委託業務の完了ごとに支払う。

なお、委託料の総額を4で除して得た額に円未満の端数が生じたときは、当該端数は第1回の請求に加算して請求すること。

## 10 県本庁及び実施機関の所在地（参考）

徳島県保健福祉部地域共生推進課保護・自立支援担当

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県東部福祉事務所

徳島市新蔵町1丁目67番地

徳島県南部福祉事務所

海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1

徳島県西部福祉事務所

三好市池田町マチ2415番地